



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 2 日 (火)
第 9 0 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の徴収事務の委託 (3 件) (185~187) (資産活用推進課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (188) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (189) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (190) (農地・水保全課) 3
	鳥取県立二十一世紀の森の利用料金 (191) (林政企画課) 3
	鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金 (192) (空港港湾課) 4
	指定障害児通所支援事業者の指定 (193) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (194) (〃) 4
	土地改良区の役員の退任 (195) (中部総合事務所農林局) 5
	指定障害児通所支援事業者の指定 (196) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (197) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (198) (〃) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (199) (〃) 6
	鳥取県立生涯学習センターの利用料金 (200) (教育委員会事務局社会教育課) 6
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 8

告 示

鳥取県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
株式会社さとふる
- 2 委託した寄附金
インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
楽天株式会社
- 2 委託した寄附金
インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
READYFOR株式会社
- 2 委託した寄附金
インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

病院

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国民健康保険 智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成30年12月5日

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
皆生診療所	米子市新開四丁目5-1	平成31年3月1日
マリ医院	米子市淀江町今津150	〃

鳥取県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から病院及び診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

病院

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
皆生病院	米子市新開四丁目5-1	平成31年2月28日

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
マリ医院	米子市淀江町今津150	平成31年2月28日

鳥取県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の変更を平成31年3月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第191号

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取県条例第3号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立二十一世紀の森の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分	利 用 料
伐倒反復訓練装置	1台1時間につき 40円
枝払い訓練装置	1台1時間につき 110円
風倒木伐採訓練装置	1台1時間につき 160円
キックバック装置	1台1時間につき 40円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月25日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第192号

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分	単 位	金 額
会議室	30分につき	500円

備考 利用時間が30分未満であるとき、又は利用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
 (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第193号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社FAM	境港市渡町2963-1	After school fam 和田	倉吉市和田464-1	放課後等デイサービス	平成31年4月1日

鳥取県告示第194号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフケア湯梨浜	東伯郡湯梨浜町大字田後224-1	ヘルパーステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字田後224-1	居宅介護、重度訪問介護	平成31年4月1日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ホームもなみ	倉吉市越中町1578-3	共同生活援助	〃
〃	〃	〃	〃	短期入所	〃
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	グループホーム希望の家	倉吉市みどり町3576-1	〃	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃	〃

鳥取県告示第195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 光 博 東伯郡琴浦町大字公文194-1

平成30年8月8日退任

理 事 宮 本 勝 宏 東伯郡琴浦町大字倉坂669

平成31年3月18日退任

鳥取県告示第196号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
社会福祉法人博愛会	米子市一部555	すまいるステーションときぞう	米子市一部255-2	児童発達支援	平成31年4月1日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳1880	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	〃

鳥取県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社さくら	おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭397-20	平成31年3月25日	平成31年3月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

有限会社さくら	おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭 397-20	平成31年3月25日	平成31年3月31日	介護予防居宅療養管理指導
---------	----------	-------------------	------------	------------	--------------

鳥取県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月2日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳1880	短期入所	平成31年4月1日
NPO法人サポートイルカ	米子市新山1	グループホームサポートイルカ	米子市石井698-1	共同生活援助	〃
特定非営利活動法人YSSだいせん	西伯郡大山町安原1050	YSSだいせん	西伯郡大山町安原1050	就労継続支援B型	〃

鳥取県告示第200号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料等

区 分	施設利用料	冷暖房料
ホール	1時間につき 5,140円	1時間につき 1,540円
講義室	1時間につき 1,900円	1時間につき 570円
パソコン研修室	1時間につき 300円	1時間につき 90円
大研修室	1時間につき 820円	1時間につき 240円
中研修室	1時間につき 510円	1時間につき 150円
小研修室（洋室）	1時間につき 300円	1時間につき 90円
小研修室（和室）	1時間につき 300円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートル1日につき 50円	
団体交流室	1平方メートル1月につき 1,360円	施設利用料の100分の35に相当する額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 3 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利

用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区 分	利 用 料
ワイヤレスマイクロホン	1本1時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき 100円
プレーヤー	1台1時間につき 100円
MDプレーヤー	1台1時間につき 150円
テープレコーダー	1台1時間につき 100円
ステージスピーカー	1式1時間につき 50円
ピンスポットライト	1台1時間につき 200円
シーリングライト	1台1時間につき 150円
トーマンタルライト	1台1時間につき 100円
ボーダーライト	1回路1時間につき 100円
アップパーホリゾンライト	1回路1時間につき 100円
ローホリゾンライト	1回路1時間につき 100円
1キロワットサスペンションライト	1台1時間につき 100円
0.5キロワットサスペンションライト	1台1時間につき 50円
ステージスポットライト	1台1時間につき 50円
フットライト	1回路1時間につき 50円
エフェクトマシン	1台1時間につき 50円
スポックス	1台1時間につき 50円
音響反射板	1式1時間につき 470円
ピアノ	1台1時間につき 200円
ホール用プロジェクター	1台1時間につき 360円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 80円
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
展示パネル	1枚1日につき 50円
平台	1枚1日につき 100円

備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。
- 4 コンセントの利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区 分	利 用 料
ピアノ	1台1時間につき 200円

液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円
研修室パソコン	1台1時間につき	120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき	20円
コンセント	1口1キロワット1時間につき	50円
スタジオ照明（ホリズントライト・キーライト・ベースライト・トップライト・スポットライト）	総定格消費電力1キロワット1時間につき	50円
展示パネル	1枚1日につき	50円
CDデッキ	1台1時間につき	50円
マイク	1本1時間につき	50円

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセント及びスタジオ照明の利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。
- 5 マイクの利用料の算定にあたっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月25日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成31年4月2日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
西 山 佳 夫	鳥取市今町二丁目	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町二丁目	
中 西 正 美	倉吉市仲ノ町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
岩 瀬 敦 子	倉吉市西町	
松 本 敏 彦	倉吉市上井	上井地区

		(倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
山 脇 壽 治	米子市茶町	米子駅前地区
深 田 栄	米子市末広町	(米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区
和 田 恵 介	米子市角盤町一丁目	(米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
藤 枝 勉	米子市朝日町	
長谷川 完	米子市角盤町二丁目	
關 透	米子市皆生五丁目	皆生地区
末 次 和 夫	米子市皆生新田三丁目	(米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
宮 崎 良 雄	米子市新開四丁目	
徳 永 文 隆	米子市上福原三丁目	

2 少年指導委員の任期

平成31年4月1日から平成33年(2021年)3月31日まで(關透にあつては、平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで)